ごとく記された。

# 岷江入楚と細川幽斎

物語研究はどのようなものであったのだろうか。本稿では幽斎の源氏たる。それゆえ通勝が幽斎の発案で岷江入楚を記した際、幽斎が協力したことは容易に想像される。一方、小川陽子氏は、幽斎と通勝とをした書物では知り得なかった公条注を紹巴が所持していることにおそらく気づいたであろう」と記された。「さらに、通勝が未完成であるにもかかわらず、慶長三年に岷江入楚を一先ず完成したことにしたのにもかかわらず、慶長三年に岷江入楚を一先ず完成したことにしたのにもかかわらず、慶長三年に岷江入楚を一先ず完成したことにしたのにもかかわらず、慶長三年に岷江入楚を一先ず完成した。通勝の歌道の師にあれる。

な い。 〕 て」を完遂するには、紹巴の得た公条注が不可欠であったに違い

## 一小川氏説

物語研究について、考察を加えたい。

小川氏は注(1)(2)論文で、それぞれ幽斎と通勝について、次の

にとって、「古来の註釈を一覧のためにしるしあつむへきくはたづいたであろう。三条西家の血脈と源氏学の継承を自負する通勝は知り得なかった公条注を紹巴が所持していることにおそらく気幽斎と通勝は、紹巴の講釈を通じて、自分たちが入手した書物で

小

髙

道

子

れる。(略) 情で慶長三年にひとまずの形を作り、序拔を加えたものと考えら勝が完全に納得のいくまで取り組んだわけではなく、何らかの事『岷江入楚』はたしかに十年がかりで作成されたものであるが、通

仁親王の要請があったことが明記されている。これに対し『岷江とが関わった注釈書である『伊勢物語闕疑抄』の場合、八条宮智のは、他者からの要請であろう。(略)たとえば同じく幽斎と通勝ではなぜ慶長三年に世に出したのであろうか。まず思い浮かぶ

完成させたと見るのが妥当であろうか。留まる。とすれば、やはりこれは通勝と幽斎の判断で慶長三年に留まる。とすれば、やはりこれは通勝と幽斎の判断で慶長三年に入楚』は、あくまで幽斎の発案によって通勝が作成したと記すに

長三年に世に出」すことを要請したのであろうか。の作成に関わり、「慶長三年にひとまずの形」を作った岷江入楚を「慶ず、通勝とともに紹巴の講釈を聞き、『伊勢物語闕疑抄』と同じく、そず、通勝とともに紹巴の講釈を聞き、『伊勢物語闕疑抄』と同じく、そ

幽斎が紹巴の講釈を企画し、通勝も同席したことが、徳岡涼氏により指摘されている。実践女子大学常磐松文庫蔵九条家本源氏物語聞書(以下九条家本と略す)に「元亀三九月勝竜寺にて藤孝御所望にて紹巴(以下九条家本と略す)に「元亀三九月勝竜寺にて藤孝御所望にて紹巴る、二人が同席した紹巴講釈の記事はこの記事のみである。ということは、通勝と幽斎がともに紹巴の講釈を聴いたのは、これが通常の講釈のあり方であったというよりはむしろ、それが特別な行事であったから、記録されたと推定されるであろう。

## | 細川幽斎の源氏物語研究

源氏物語研究について、松永貞徳は『戴恩記』に次のごとく記す。ろうか。ここで幽斎の源氏物語研究について確認しておこう。幽斎の幽斎の源氏物語研究は、通勝の源氏物語研究と同列に扱えるのであ

所より御相伝ありき。 新より御相伝ありき。 無川玄旨法印は、三光院殿に古今集まで御伝受ありけれども、御細川玄旨法印は、三光院殿に古今集まで御伝受ありけれども、御老体なれば失給はぬさきに御さづけにあづからんとて、丸があれに候ぜれば失給はぬさきに御さづけにあづからんとて、丸があれに候ぜれば失給はぬさきに御さづけにあった。

幽斎について次のごとく記す。幽斎について次のごとく記す。に、三条西実枝に古今和歌集を学び、古今伝受まで受けたが、若年より宮仕えが忙しくて、大部の書であるので語に長じていたので、三条西家からではなく、九条稙通から初音巻を語に長じていたので、三条西家からではなく、九条稙通から初音巻を語に長じていたので、三条西家からではなく、九条稙通が源氏物語に長い方に記された幽斎について次のごとく記す。

て筑波の跡をたつぬるおもひふかきゆへに此物語をもてあそふ心りのこころさしをとけさるににたり。彼老人敷島のみちをつたへりのこころさしをとけさるににたり。彼老人敷島のみちをつたへりのこころさしをとけさるににたり。彼老人敷島のみちをつたへりのこころさしをとけさるににたり。彼老人敷島のみちをつたへりのこころさしをとけさるににたり。彼老人敷島のみちをつたへりのこころさしをとけさるににたり。彼老人敷島のみちをつたへりのこころさしをとけさるににたり。彼老人敷島のみちをつたへりのこころさしをとけさるににたり。彼老人敷島のみちをつたへりのこころさしをとけさるににたり。彼老人敷島のみちを出ついるおものというによりである。

海のあまのしわさもなすことなくていたつらに月日を、くる客あ ありといへともつゐにそのいとまをうることなし こゝに与謝の もねんころ也 らひあれは古来の註釈を一覧のためにしるしあつむへきくはたて かの心さしの趣をはたしとくへきよししきりにゆつり命せら しかるにあまたの抄出をたつさふることそのわつ

は

る

(以下略

さしをとけさる」からこそ、幽斎は通勝に依頼したのであろう。 こころさしをとけさるににたり」と記している。 幽斎に学んだ通勝ではあるが、幽斎の源氏学について「もとよりの 幽斎自身が「こころ

### $\equiv$ 九条稙通の源氏学

勝自身は、 と、一部の注釈内容が異なっていることがわかる。そして両者が異な していたと推定される。それゆえ、三条西家の源氏学を直接継承した 三条西家の注と、これらの中途が異なることがあることを通勝は理解 注釈内容は、岷江入楚に継承された「秘」とする注記と一致する。通 る注を比較すると、 公条説と、紹巴抄・孟津抄・長珊聞書に記された公条説とを比較する 語学者であった。しかしながら、岷江入楚に引用された「秘」とする 徳が「源氏物語に長じ給へる事、 九条稙通は三条西公条に源氏物語を学び、孟津抄を著している。貞 両者を比較して、 細流抄・明星抄に見られる三条西家で継承された 「可然」と思われる注を採用しているが 天下に雙なし」と記すほどの源氏物

> と記すに留まる」ことも首肯される。 岷江入楚の作成について通勝が「幽斎の発案によって通勝が作成した ことは、三条西家の源氏学を直接継承した通勝にしかできない。そこ 学について「もとよりのこころさしをとけさるににたり」と記したの は出来ないであろう。歌学においては門弟にあたる通勝が幽斎の源氏 通勝と、公条説を稙通経由で継承した幽斎の源氏学を同列に扱うこと つり命せら」れたのは、こうした事情によるものであろう。すると、 で、幽斎が通勝に「かの心さしの趣をはたしとくへきよししきりにゆ 念頭に置いたと推測される。三条西家の源氏学の「一覧」を作成する 幽斎の源氏学が、三条西家の源氏学を直接継承していないことを

幽斎の源氏物語研究については稿を改めたい。

#### 注

- (1) 『岷江入楚』 -典注釈』竹林舎 諸説集成の思想 (前田雅之編 『中世の学芸と古
- 2 「『岷江入楚』と先行注釈 平 28 · 6 中院文庫本の肩付を起点として――」
- (3)「伝細川幽斎筆 31、 平 10 『源氏物語』 の書入れについて」(上智大学国文学論集
- (4) 引用は実践女子大学文芸資料研究所 『年報』
- (5) 引用は日本古典文学大系による
- 岷江入楚の「秘」と「聞」「聞書」(『中京大学国際教養学部論叢』平